

第 14 号議案

神戸市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の件

神戸市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 13 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

神戸市中央卸売市場業務条例（令和 2 年 4 月条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第 53 条関係）		別表（第 53 条関係）	
種別	使用料	種別	使用料
[略]	[略]	[略]	[略]
冷蔵庫使用料	[略]	冷蔵庫使用料	[略]
超低温冷蔵庫使用料	1 平方メートル 1 月に つき 7,316 円		
[略]	[略]	[略]	[略]
備考	[略]	備考	[略]

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

神戸市中央卸売市場本場の再整備に伴い、超低温冷蔵庫に係る使用料を定めるに当たり、条例を改正する必要があるため。